

◎ 本市のひとり親家庭等に対して、その家庭の課題やニーズに即した支援を展開する

支援につながる



- ・母子家庭等就業・自立支援センター等の相談窓口機能の強化【拡充】
※母子家庭等就業・自立支援センター事業 の弁護士による養育費に特化した相談による養育費相談の強化 H29年度月2回→ H30年度月3回
- ・DV避難児童心理ケア事業（堺セーフシティ・プログラム推進事業）【新規】
※DVから避難した子どもの心理ケアを実施。ただし、要保護児童支援事業拡充分で予算要求。

生活を応援

- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業【一部新規】
※離婚後の生活等を考える「親支援講座」の実施
- ・児童扶養手当
※物価スライドによる支給額増(0.8%)
- ・交通遺児手当
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金(生活資金など)【拡充】
※貸付後の負担軽減を図る観点から償還期間の延長を実施
H29年度以前20年以内→ H30年度以降30年以内
- ・ひとり親家庭情報交換事業
(「堺ふおーらむ広場」の実施)
- ・母子生活支援施設の活用
- ・堺市高等職業訓練促進給付金貸付事業
- ・養育費にかかる講演会の実施【新規】
- ・児童扶養手当現況時に養育費にかかる啓発強化【新規】

仕事を応援

- ・ハローワークとの連携による就労相談窓口開設
※児童扶養手当現況届提出時期の8月、区に就労相談窓口開設。H30年度は開催日時等課題を整理し開催検討
- ・堺市高等職業訓練促進給付金【拡充】
※支給期間の延長 H29年度3年間→H30年度4年間
※支給対象の拡大 一部の資格にはキャリアアップを支援
- ・堺市自立支援教育訓練促進給付金等事業
- ・母子・父子自立支援プログラム策定事業
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金(技能習得資金など)
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業
(就業相談、職業紹介)
- ・ひとり親家庭等就業支援講習会



学びを応援

- ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【拡充】
※支給割合の拡充 H29年度6割→H30年度7割（受講終了時 2割→5割 合格時 4割→2割）
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金(就学支度資金、修学資金)【拡充】
※大学院進学にかかる資金創設 就学支度資金、修学資金
※償還期間の延長(再掲)

